定款

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、一般財団法人○○○○と称する。

（主たる事務所の所在場所）

第二条 この法人は、主たる事務所を○○県○○市○○町○丁目○番○号に置く。

（目的）

第三条 この法人は、○○○○に関する調査研究及び普及啓発を行い、もって○○○○の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第四条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) ○○○○に関する調査研究

(2) ○○○○に関する講演会、セミナー及び研修会の開催

(3) ○○○○に関する出版物の発行

(4) ○○○○に関する情報の収集及び提供

(5) ○○○○に関する相談事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

（公益目的事業）

第五条 この法人は、前条第○号から第○号までの事業を公益目的事業として行う。

（収益事業）

第六条 この法人は、前条の公益目的事業に支障がない限り、収益事業として、○○○○の販売を行う。

第二章 財産及び会計

（財産の種別）

第七条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

（基本財産）

第八条 基本財産は、別表に掲げるものをもって構成する。

（基本財産の処分）

第九条 基本財産を処分しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

（運用財産）

第十条 運用財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の拠出財産

(2) 事業収入

(3) 寄付金

(4) 雑収入

（事業年度）

第十一条 この法人の事業年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第十二条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第十三条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経なければならない。

（会計原則）

第十四条 この法人の会計は、公益法人会計基準に従って行う。

第三章 評議員

（評議員の定数）

第十五条 この法人に評議員○名以上○名以内を置く。

（評議員の選任）

第十六条 評議員は、理事会の決議により選任する。

（評議員の任期）

第十七条 評議員の任期は、選任後○年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

（評議員の報酬等）

第十八条 評議員に対して、報酬等として、○○○○を支給することができる。

第四章 評議員会

（構成）

第十九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第二十条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第二十一条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後○か月以内に開催するほか、臨時評議員会を必要に応じて開催する。

（招集）

第二十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

（決議）

第二十三条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。

第五章 理事及び監事

（理事の定数）

第二十四条 この法人に理事○名以上○名以内を置く。

（理事の選任）

第二十五条 理事は、評議員会の決議により選任する。

（理事の職務及び権限）

第二十六条 理事は、この法人の業務を執行する。

（監事の定数）

第二十七条 この法人に監事○名以内を置く。

（監事の選任）

第二十八条 監事は、評議員会の決議により選任する。

（監事の職務及び権限）

第二十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

（理事及び監事の任期）

第三十条 理事及び監事の任期は、選任後○年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

（理事及び監事の報酬等）

第三十一条 理事及び監事に対して、報酬等として、○○○○を支給することができる。

第六章 理事会

（構成）

第三十二条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第三十三条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

（開催）

第三十四条 理事会は、定時理事会として、毎事業年度終了後○か月以内に開催するほか、臨時理事会を必要に応じて開催する。

（招集）

第三十五条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

（決議）

第三十六条 理事会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。

第七章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第三十七条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

（解散）

第三十八条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由により、この法人の目的である事業の成功の不能が明らかになったときは、評議員会の決議を経て解散することができる。

（残余財産の帰属）

第三十九条 この法人が解散したときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、○○○○に帰属する。

第八章 公告の方法

（公告の方法）

第四十条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第九章 附則

（設立時の役員）

第四十一条 この法人の設立時の理事は、次のとおりとする。

（設立時の代表理事）

第四十二条 この法人の設立時の代表理事は、○○○○とする。

（設立時の監事）

第四十三条 この法人の設立時の監事は、次のとおりとする。

（設立時の評議員）

第四十四条 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

（最初の事業年度）

第四十五条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から○年○月○日までとする。

（設立時の事業計画及び収支予算）

第四十六条 この法人の設立時の事業計画及び収支予算は、第十二条の規定にかかわらず、設立時の理事会の決議を経なければならない。

（設立時の拠出財産）

第四十七条 この法人の設立時の拠出財産は、次のとおりとする。

（定款に定めのない事項）

第四十八条 この定款に定めのない事項は、法令に従って処理する。

以上